

道府県・市町村の新規参入対策

— 大分県・島根県の事例を中心に —

田畠保

1. はじめに
2. 新規参入に当たっての問題点と市町村での新規参入対策
3. 大分県における新規参入対策
 - (1) 新規就農促進対策事業
 - (2) 新規就農者支援事業
- (3) 未来を担う新規就農者拠点づくり事業
(ニューファーマーズポリス建設事業)
4. 島根県における新規就農促進対策
 - (1)若い農業者就農促進対策事業の概要
 - (2)事業の実施状況、実績
5. おわりに

1. はじめに

都市住民をはじめとする農外の人たちの農業への関心——自ら農業を営むことや農業にふれること、あるいは農村で生活することへの関心——の高まりと他方での農業・農村サイドでの過疎化の進行や農業の担い手の高齢化、弱体化との交錯の中で農業への新規参入の動きが徐々に広まり、未だ小さいがしかし押し止め難い一つの流れとなりつつある。そこで、それを受け入れる側や行政・関係機関の対応が問題となる。

全国レベルでの対応、新規参入対策の取り組みとしては、1987年に全国農業会議所や各都道府県農業会議に新規就農ガイドセンター、農地利用相談センターが設けられ、主として農外の人たちからの就農相談にあたる新規就農ガイド事業が開始された。道府県レベルではこれよりやや早く、北海道では後に北海道農業開発公社による農場リース事業として定着していく「酪農経営改善パイロット事業」が1982年から始められ、岡山県でも同じ時期に「新規就農者対策事業」が実施され、さらに1990年前後になると大分県等をはじめとしていくつかの県で新規参入対策関連の(県単)事業が実施されるようになってきた。

市町村レベルでもこうした道府県レベルの事業に対応する形で、何らかの新規参入対策の取り組みを行うところが増えてきている。

新規参入対策としては、土地取得、技術習得、資金確保、住宅確保等の広範囲にわたる対策が必要であり、土地取得、技術習得、住宅確保等では受け入れ先の農家や関係機関の協力、取り組みが不可欠であることは云うまでもないが、同時に市町村だけの取り組みでは十分に対応しきれない問題も多い。国レベルでも新規参入対策関連の事業が行われているが、それらは今のところ研修事業であるとか、農地確保関連とか、資金関連とかの各行政部局毎の縦割り・単品的な事業である。現場で必要なのはそれらを組み合わせた総合的な事業であるが、そうした事業はまだできていない。これに対し道府県レベルの新規参入対策では、国の事業も活用しながら県単事業を組み合わせることで、ある程度セット化した事業を設けるところも出てきている。

こうした道府県レベルでのある程度セット化・総合化した事業があつて、それと連携する形になると市町村レベルでの取り組みも行き易くなる。また道府県レベルでの事業に促進・刺激されて市町村での取り組みが行われるケースも実際には多い。その意味でも新規参入対策においては道府県レベルでの対策・

事業が重要な位置を占めることになる。

本稿では、こうした問題意識から県レベルでの新規参入対策としてはかなり先駆的で積極的な取り組みを行っている大分県と、Uターン等も含めた新規就農促進対策としての事業を行っている島根県の事例を主に取り上げながら、道府県・市町村での新規参入対策の実態とその役割、問題点等について検討してみることにしたい。

2. 新規参入に当たっての問題点と市町村での新規参入対策

農水省統計情報部が1990～92年の3カ年に新たに農業経営を開始した新規参入者274人を対象にして行った調査結果によれば（農水省統計情報部『新規青年就農者等緊急調査報告書』1994年11月），参入するに当たって生じた問題点は、経営・技術面の未熟44%，経営資金の手当て36%，農地の取得・借り入れ35%，就農に関する情報の不足34%，農地・機械・施設等の取得資金の手当て31%，所得を確保できる作目の選定20%，住宅の確保19%，地域社会との調和15%，教育・医療等を含む生活環境面12%等となっている（複数回答、全新規参入者を100とする割合）。新規参入に当たっての問題点は多方面にわたるが、中でも営農に必要な技術の習得と資金の確保、農地の確保が新規参入者にとって最大の問題であることがあらためて確認できる。

ではそれらの問題に対して新規参入者はどのような対応をしているか。前記の調査結果によってみてみると、まず農地の確保の方法に関しては、かなり地域差があるが、全国では農業委員会等の斡旋38%，農協等の斡旋14%で過半の52%が地元機関の斡旋によっているが、自分で直接確保というのも33%に達している。

就農にかかる技術等の習得に関しては、

とくに技術を習得しなかったというのが22%にものぼっている。習得したというのが78%であるが、その方法は国内外の実習・研修29%，農業関係の学校・大学等の指導22%，近隣農家等の指導19%，先進地農家視察19%，農業改良普及所等公的機関の指導14%，農協等の農業関係機関の指導10%，農業関連会社の指導10%等非常に多様である（複数回答）。それは、技術を習得していないというのがかなりの割合になっていることも含めて、きちんとした技術習得の方法、体制が確立していないことの結果でもある（就農後の技術習得については、近隣農家等の指導（44%）とともに農業改良普及所等の公的機関の指導（43%）と農協等の農業関係機関の指導（30%）が中心になっている）。

参入するに当たって利用した資金については、自己資金93%，農業近代化資金21%，農業改良資金17%，農地等取得資金16%，自治体独自資金15%等となっており（複数回答），制度資金の利用割合はあまり高くなない。新規参入者のための資金制度はとくに設けられていないこと、保証人や担保等の問題で新規参入者は資金を借りにくい等の制約があるためで、とくに営農資金については大方は自己資金のみによらざるをえないのが実情である。

このように新規参入にあたっては多くの問題があり、しかもそれらは新規参入希望者の個別・独自の努力だけでは解決できない問題が少なくない。にもかかわらず、農地を直接自分で確保せざるをえなかったり、営農に必要な技術を習得していなかったり、必要な資金をきちんと確保していなかったりということが少くない状況にある。新規参入にとつてのハードルは、依然として高いといわなければならぬ。これらの問題に対する対策は、前述のように国・道府県レベルでの対策が重要なことはいうまでもないが、国・道府県レベルでの対策があったとしても、市町村・地

域のレベルでの積極的な対応、受け入れ体制整備や支援措置がなければ、新規参入対策は現実にはうまく進んでいかない。

こうした市町村レベルでの新規参入対策への取り組み状況はどうなっているか。それを農業総合研究所が 1994 年に行った市町村アンケート調査結果からみてみよう⁽¹⁾。表 1 は、市町村の新規参入対策の実施状況を農業地域別に（及び実施割合の高い県についても）みたものである。全国では、新規参入対策について何らかの取り組みを行っている市町村の割合は 20 % で、内容別には農地の借り入れの斡旋・仲介が 12 %、農地所有権取得の斡旋・仲介が 8 %、農業技術習得の紹介・斡旋が 7 %、農業資金の助成 6 %、相談窓口の設置が 7 %、受託の斡旋が 4 % といったところで、いずれもそれほど高くない。これに対しこうした新規参入対策を実施していないという市町村の割合は 80 % にのぼっている。

この新規参入対策の実施状況は地域差が非常に大きい。新規参入対策の実施割合が高いのは、農業地域としては南九州（52 %）、北海道（38 %）、山陽（34 %）、東山（23 %）等の地域である。県についても、実施割合 25 % 以上の県を表 1 に取り上げておいたが（島根県は 18 % だが 4 との関連で取り上げた）、九州の大分、宮崎、鹿児島の三県をはじめ長野、鳥取や山陽の三県、高知等がとくに高い。北海道や長野等と西日本の中山間的な地域、過疎化と農業の担い手の高齢化・弱体化の進んだ地域で概して新規参入対策の実施割合が高くなっているといえよう。そのこととも関連するが、実はこうした新規参入対策の実施状況、実施割合の高さ如何は新規参入者の有無や新規参入者の位置づけ如何と深くかかわっている。表 1 の右端には、新規参入者の位置づけに関して、新規参入者を担い手として期待するという市町村の割合を示してあるが（全国では、担い手として期待する 38 %、担い手ではないが農業・地域の活性化になる 27

%、人口増加の意味がある 4 %、何かを期待することは難しい 14 %、よく解らない 16 %、となっている）、新規参入者の位置づけが高く新規参入者を担い手として期待するという市町村の割合が高いところほど、新規参入対策の実施割合が高くなっているといえるであろう。

この関係をより鮮明にするために、新規参入対策の実施状況と新規参入者の位置づけ方、新規参入者の有無とをクロスさせた集計結果をみてみると、担い手として期待する割合は、新規参入者がいる市町村ほど高く（全国では、新規参入者がいないところで 29 % に対し 4・5 戸以上いるところで 68 %、その中の数戸いるところで 61 %）、新規参入対策の実施割合は、新規参入者がいるところほど高くなるとともに（表 2）、新規参入者の位置づけが高いところほど、新規参入対策の実施割合も高くなるという傾向が現れている（担い手として期待するというところで実施している割合が 34 %、農業・地域の活性化になるというところで 20 %、人口増加の意味があるというところで 11 %、期待することは難しいというところで 7 %）。

このように新規参入者の有無、多寡→新規参入者の位置付けの高さ如何→新規参入対策の実施如何という関係、即ち新規参入者がいるところほど、新規参入者の位置付け方が高くなり、さらに新規参入対策の実施割合も高くなるという脈絡の中で、さきの表 1 でみた新規参入対策の実施状況の地域差が生じていると見ることが出来るであろう。

同時に、表 2 から新規参入対策の実施状況と、新規参入者の有無との関連をみてみると、何らかの新規参入対策を実施している 485 の市町村のうち、現実に新規参入者がいるのは 279 市町村で、その割合は 58 % で比較的高いといえよう。他方、新規参入者があっても新規参入対策を実施していない市町村の割合も 56 % にも上っている。つまり、市

表1 新規参入対策の実施状況と新規参入者の位置づけ

(単位:市町村数, %)

	合計 市町村数	行って いない	農地所 有取得 幹権旋 ・仲介	農地借 入の幹 旋・仲 介	農業資 金の助 成	税金支 払への 援助	住宅の 幹旋	住宅・ 生活資 金の助 成	農業技 術習得 幹旋	相談窓 口の設 置	その他	新規参入者 の位置づけ (担い手として 期待する)
全国	2431	80.0	7.7	11.8	5.8	0.5	4.1	1.1	6.8	6.9	1.3	38.2
北海道	158	62.0	23.4	18.4	19.0	6.3	7.6	5.7	12.0	11.4	3.8	53.6
東北	297	82.5	8.4	12.5	4.4	-	5.1	0.3	9.1	9.4	1.0	29.9
岩手	46	71.7	23.9	26.1	13.0	-	10.9	-	17.4	17.4	-	22.9
北陸	176	88.1	1.7	5.7	4.0	-	1.1	0.6	4.5	3.4	0.6	30.0
富山	27	74.1	-	3.7	3.7	-	7.4	-	14.8	11.1	-	41.7
北関東	145	86.9	2.8	5.5	0.7	-	-	-	2.1	9.0	0.7	31.7
南関東	189	94.2	0.5	2.1	0.5	-	-	-	2.6	3.2	0.5	29.1
東山	130	76.9	10.8	12.3	5.4	-	3.8	0.8	6.9	3.8	0.8	35.3
長野	82	68.3	17.1	17.1	8.5	-	4.9	-	11.0	6.1	1.2	41.9
東海	270	86.7	2.2	7.0	5.2	-	1.1	-	1.9	4.1	1.1	38.3
近畿	247	84.2	5.3	8.5	3.2	0.4	4.0	0.8	6.9	6.1	0.8	33.9
和歌山	42	71.4	14.3	21.4	2.4	-	9.5	2.4	9.5	7.1	4.8	37.2
山陰	70	77.1	11.4	14.3	5.7	-	4.3	-	10.0	10.0	2.9	41.3
鳥取	26	69.2	19.2	23.1	11.5	-	7.7	-	19.2	15.4	-	35.7
島根	44	81.8	6.8	9.1	2.3	-	2.3	-	4.5	6.8	4.5	44.7
山陽	165	65.5	9.7	18.8	8.5	-	6.1	3.0	10.9	9.7	2.4	47.2
岡山	50	64.0	4.0	18.0	10.0	-	6.0	-	12.0	12.0	4.0	40.4
広島	66	71.2	7.6	15.2	7.6	-	1.5	7.6	9.1	4.5	3.0	48.6
山口	49	59.2	18.4	24.5	8.2	-	12.2	-	12.2	14.3	-	52.9
四国	160	80.0	6.3	13.1	5.0	-	7.5	1.2	7.5	4.4	-	42.9
高知	43	67.4	9.3	23.3	9.3	-	11.6	-	9.3	2.3	-	50.0
北九州	289	82.0	9.3	12.8	5.2	-	6.6	1.0	6.6	7.3	2.1	39.3
大分	38	52.6	36.8	39.5	23.7	-	26.3	5.3	21.1	28.9	2.6	70.0
南九州	99	48.5	20.2	37.4	16.2	-	7.1	3.0	16.2	14.1	1.0	58.3
宮崎	34	47.1	29.4	41.2	8.8	-	5.9	-	17.6	11.8	2.9	50.0
鹿児島	65	49.2	15.4	35.4	20.0	-	7.7	4.6	15.4	15.4	-	62.7
沖縄	36	75.0	11.1	16.7	11.1	-	2.8	-	2.8	-	-	55.6

資料: 農業総合研究所「担い手の育成・確保に関する市町村アンケート調査結果」(1994年)。

町村数でいえば、過半は新規参入対策が行われていない市町村への新規参入となっているということである。新規参入者のかなり多くは、市町村の支援措置を受けることなく参入してきていると見なければならないのである。

表1の市町村での新規参入対策の実施状況の地域性に関して、もう一つ指摘しておかなければならぬのは、県によって市町村の新規参入対策の実施状況の差がかなり大きいということである。それは、前述したような新規参入者の有無→新規参入者の位置付け方→

表2 新規参入者の有無別の新規参入対策の実施状況

(単位:市町村数, %)

		合 計	行って 農地所 有権取 得幹旋 仲介	農地借 入の幹 旋・仲 介	農業資 金の助 成	税金支 払への 援助	住宅の 幹旋	住宅・ 生活資 金の助 成	農業技 術習得・ 紹介・ 幹旋	相談窓 口の設 置	その他	
全 国		2431 100.0	1946 80.0	188 7.7	286 11.8	142 5.8	11 0.5	99 4.1	27 1.1	166 6.8	167 6.9	31 1.3
新規 参入者 の (5年間)	いない	1781 100.0	1576 88.5	67 3.8	102 5.7	40 2.2	5 0.3	26 1.5	10 0.6	59 3.3	89 5.0	21 1.2
	数戸いる	554 100.0	317 57.2	99 17.9	157 28.3	85 15.3	3 0.5	61 11.0	13 2.3	82 14.8	67 12.1	7 1.3
	4・5戸以上 いる	76 100.0	34 44.7	22 28.9	27 35.5	17 22.4	3 3.9	12 15.8	4 5.3	24 31.6	11 14.5	3 3.9

資料: 表1に同じ。

新規参入対策の実施如何という脈絡の中での地域差であるという面とともに、最初にも述べたような、県レベルでの県単事業等の新規参入対策の実施如何が、市町村レベルでの取り組みにも大きな影響を及ぼすという面も大きいと思われる。

例えば、北海道では北海道農業開発公社が事業主体となってリース農場事業を実施しているが、それと連携する形で受け入れ先の市町村で、新規就農者誘致条例を制定して、新規参入者に種々の助成を行い、新規参入を促進する取り組みを行っているのはその好例である⁽²⁾。また、大分や宮崎、鹿児島、岡山県等でも県単での新規参入対策の事業を実施しており、それが市町村レベルでの新規参入対策の実施割合の高さにつながっていると思われる。

3で検討する大分県の新規参入対策は、北海道等とともに県単で積極的な事業を実施し、それが市町村レベルの取り組みにも波及し、新規参入での一定の実績をあげてきていく一つの典型的な事例として位置づけることが出来るであろう。

3. 大分県における新規参入対策

九州は、北海道と並んで新規参入者が最も多いところで(農水省普及教育課農業後継者対策室『農業への新規参入に関する実態調査結果の概要』1992年によれば、1985~89年の5カ年の新規参入者は、全国326人中北海道で87人、九州67人、前掲農水省統計情報部『新規青年就農者等緊急調査報告書』によれば、1990~92年の3ヶ年の新規参入者は、全国274人中北海道61人、九州65人)、その九州の中でも大分県は、宮崎県、鹿児島県とともに新規参入者が多くて、その位置付けも高く、新規参入対策に取り組む市町村の割合も高い県となっている。

大分県の市町村は過疎化が進み、農業の担い手の高齢化・弱体化が著しい市町村が多く、県全体でみても、基幹的農業従事者の中での60歳以上の割合は、1990年で50%にも達し、逆に16~29歳は1.4%にしか過ぎない。農家1,000戸当たりの男子基幹農業従事者でみると、16~29歳は7.5人、16~39歳をとっても33人にしか達せず、今後の農業労働力、農家の再生産を考えると非常に厳しい状況にある(ちなみに、九州での農家1,000戸当たり男子基幹的農家従事者は、16~29歳で23人、16~39歳で77人)。

そうした状況にあるが故に若い農業者、農

業の担い手を補充するまでの新規参入者の位置付けは総じて高く（前掲表1では、農業の担い手として期待するが、大分で70%で全国でも最も高い）、また何らかの新規参入対策を実施している市町村の割合も高くなっている（同じく47%）。そして、以上のことについては、大分県が比較的早い時期から新規参入対策について、独自の取り組みを行ってきていることによるところが大きい。以下、新規就農促進対策事業を中心としながら、大分県での新規参入対策に関する取り組み状況についてみていく（¹³⁾）。

（1）新規就農促進対策事業

1) 事業の概要

大分県では、1990年度から農業経営に意欲的な若者の農業への参入を促進するために、県単事業で「新規就農促進対策事業」が実施されている。この事業は、農地保有合理化法人である大分県農地開発公社が行う農地保有合理化促進事業と、県による利子助成等の事業を組み合わせることにより、新規の営農に必要な農地の確保や、営農資金の貸付、経営・技術の支援等の対策をセットとして行うことろに大きな特徴がある。事業の主体も、大分県農地開発公社となっている。

事業の内容は、①公社が農地保有合理化促進事業で取得した農地の無料での貸付（最長5年間、ただし5年以内に購入することが条件）、②新規に就農した年から3年間、毎年200万円を限度とする無利子の就農資金の貸付（貸付窓口は県信連、3年据置、10年償還）、③農地取得資金に対する利子補給と農地貸付時の基盤整備の事業費への助成（貸付を受けている農地の購入のときに、借り入れる農地取得資金の3.5%の利子のうち、2.5%相当額を最初の5年間県が補助、さらに農地貸付時に基盤整備を行った場合、事業費の75%を県が補助）、④各種の補助・金融制度の紹介、営農相談、技術指導等受け入れ市町村、農業

団体、県が一体となった支援、が主なものである。

対象者の条件は、新規に農業を始めようとする個人または農業生産法人で、年齢が概ね40歳以下、原則として農地が存在する市町村に生活の場をかまえること、とされている。この他、就農希望者の審査、面接のときには、1年間分の生活資金等1,000万円の準備の有無、保証人の資産（担保）の状況等をみるという。②の新規就農資金の農協からの借り入れには、保証人、担保が必要だからである。なお、農協の資金の借り入れには、通常県内の組合員の保証人が必要であるが、新規参入者にはそれは難しいので信用保証協会で検討し、この場合に限って県外の保証人でも良いことになったという（新規参入者の親、兄弟等）。

土地利用型農業を想定して受け入れ農地の基準面積は概ね2ha以上であるが、現実には施設の花き、野菜も多く、施設型の場合には概ね1ha以上でも可とされている。施設の造成については別途に設けられている園芸関係の県単事業を利用することも可能である（施設造成費の2分の1を県が、6分の1を市町村が補助、残りの3分の1を事業主体である農協からのリース料の形で農家が負担）。

2) 事業の実施状況と実績

この事業の実施の流れを、年間のスケジュールとして示せば表3のようになる。まず、受け入れ候補地については、市町村での選定・推薦に基づいて公社・県の推進協議会で決定する。その上で新規就農希望者の募集を行う。募集に当たっては、表3にあるような候補地の概要、営農モデル、現地視察参加申込書等も準備する。募集のための宣伝活動では、後述のように東京、大阪での説明会やダイレクトメール、就職情報誌への広告等も行っている。次いで新規就農希望者の申込（現地視察参加申込）を受け付け、書類選考を行

って、その合格者を対象にして、各受け入れ候補地について現地説明会を開催し、現地の状況、営農モデル等をよく知つてもらう。その上で希望地の申込の受け付けを行い、市町村（推進協議会）で希望者の面接選考を行い、県の推進協議会で最終的に新規就農者を決定する。

受け入れ候補地の選定、新規就農希望者の募集からその決定までの流れはおよそ以上の通りであるが、この事業に対する問い合わせや申込者等の推移は表4の通りである。1990年は、朝日新聞と毎日新聞が全国版の記事を取り上げてくれ、ラジオでも放送され、そのこともあって初年度ながら問い合わせ、申込が多くなった。91年は、他県でも同様の事業を行うところが出てきて問い合わせ、申込者がやや減少した。

92年には、東京、大阪での就農相談の説明会も行い、さらに、全国農業会議所の就農ガイドセンターに相談にきた人たちにもダイレクトメールで呼びかけた。この事業の年間の枠は4人であるが、この年の新規就農者は思い切って7人とした。

表3 新規就農促進対策事業年間スケジュール

1 農地の選定
2 新規就農希望者公募文書の発送
(1) 事業の概要
(2) パンフレット
(3) 現地視察参加申込書
(4) 候補地の概要
(5) 営農モデル（試算）
3 現地視察参加申込書の受付
4 現地案内（候補地）
5 希望地申込の受付
6 希望地面談（市町村推進協議会）
7 市町村推進協議会選定
8 県推進協議会決定
9 営農設計及び農地整備等打ち合わせ
10 就農

資料：大分県農地開発公社資料より。

93年は、問い合わせ件数が急増した。就職情報誌のガテンにも広告を載せ、ニューファーマーの集いを行う等のPRが効いたとみられている。94年度も問い合わせ件数は400件を越えている。

表5は、1993年度の申込者40人の概要であるが、東京、埼玉、大阪、兵庫等大都市圏の出身者が多く、会社員が4分の3を占め、年齢的には30歳代、40歳代が中心である。ここからは、大都市でのかなりの期間にわたる会社等の勤務を経た上で、それまでの生活を大きく転換させる決意をして新規就農の申込をしてきた人たちが多いことがうかがえる。

表4に示されているように、申込者はいずれの年も多数だが、実際に就農する人々は、そこから年間枠の4人（92年のみ7人）に絞られる。1度選考にもれた人が翌年、翌々年にも応募し選定されるケースもあるが、93年度からは新たに応募した人ばかりという。また、市町村がこの人を、と推薦してくるケースもあるという。

実際に93年度までに就農した人たち18人の概要は、表6の通りである。（就農時の）年齢では、20歳代が2人いる他は総て30歳代と40歳代で、出身地（前住地）も東京3人、埼玉、大阪が各2人、千葉、神奈川、栃木、岡山が各1人の他は、福岡3人、大分3人、熊本1人で、とくに93年度までは九州勢がやや多くなっている。前職は、九州の人々に自営等もいるが、東京、埼玉等は会社員、教員である。また表には示していないが、大学卒の高学歴の人たちが多いことも一つの特徴である。

就農地は、安心院町が最大で6人、豊後高田市3人、その隣の真玉町が2人、大野町2人、三重町2人、山香町1人、庄内町1人、武藏町1人で、安心院町、干拓地をかかえた豊後高田市と真玉町が中心であるが、その他にも広がっている。

表4 新規就農促進対策事業での問い合わせ件数・申込者数等

(単位:人)

	1990年度	1991年度	1992年度	1993年度	1994年度 (10月末 現在)
問い合わせ件数	153	84	181	404	405
申込者数	42	24	34	41	32
書類審査合格者数	30	24	34	40	32
現地説明会参加者数	28	21	25	37	29
面接審査	17	18	16	15	10
新規就農者数	3	4	7	4	4 (予定)

資料:表3に同じ。

表5 1993年度新規就農申込者の概要

(単位:人)

		職業別		年齢別	
東京都	5	会社員	30	20歳台	9
埼玉県	4	公務員	3	30	15
大阪府	7	教員	3	40	14
兵庫県	3	研修中	3	50	1
広島県	2	自営	1	60	1
福岡県	5				
大分県	4				
その他	10				
計	40		40		40

資料:表3に同じ。

経営作目は、干拓地が就農地である豊後高田市と真玉町では土地利用型の白ねぎであるが、他はいちご、花き等の施設型が多くなっている。取得農地の規模も基準である2ha前後が多いが、91年度以降の施設型では1ha前後が多くなっている。

3) 受け入れ市町村での状況

次に、この事業での新規就農者の最大の受

け入れ市町村である、豊後高田市と安心院町を事例として、市町村レベルでの新規就農者の受け入れ・支援をめぐる状況、問題点等について簡単にみておこう。

イ 豊後高田市

豊後高田市には、表6にあるように3人の新規就農者がいる。ここには、隣町の真玉町とともに1950年代後半と60年代後半に干拓された地域があり、現在は、白ねぎの産地に

表6 新規就農推進対策事業による新規就農者の概要

就農年度	就農時年齢	前職	出身地	家族状況	就農地	経営作目	取得農地
① 1990	47	自 営 (植木職)	岡山県	本人妻子4 両親2 計 8人	豊後高田市	白ねぎ	201 ^a
② 1990	35	自 営 (ハンバーガー ^{ショッフ})	福岡県	本人、妻 子3 計 5人	山香町	パ ラ	244
③ 1990	39	会社員	東京都	本人、妻 子3 計 5人	安心院町	いちご	203
④ 1991	46	無 職 (ガソリン スタンド経営)	熊本県	本人、妻 子4 計 6人	真玉町	白ねぎ	164
⑤ 1991	47	花き市場組合員 (花切り出し業)	福岡県	本人、妻 子4 計 6人	大野町	花 き (球根)	100
⑥ 1991	37	会社員	大分県	本人、妻 子3 計 5人	大野町	みつば (水耕栽培)	113
⑦ 1991	24	農業実習生	大分県	本 人	安心院町	みつば 水 稲 野菜等	211
⑧ 1992	47	会社員	福岡県	本人、妻 子1 計 3人	豊後高田市	白ねぎ	107
⑨ 1992	45	自 営	大阪府	本人、妻 子2 計 4人	豊後高田市	白ねぎ	174
⑩ 1992	41	会社員	東京都	本人、妻 子2 計 4人	真玉町	白ねぎ	204
⑪ 1992	44	会社員	千葉県	本人、妻 子3 計 5人	庄内町	ナ シ	163
⑫ 1992	33	会社員	埼玉県	本人、妻 子3 計 5人	安心院町	いちご	110
⑬ 1992	33	教 員	東京都	本人、妻 子2 計 4人	安心院町	いちご	109
⑭ 1992	38	会社員	大分県	本人、妻 子2 計 2人	三重町	小ねぎ	109
⑮ 1993	38	公務員	神奈川県	本 人	安心院町	花 き	
⑯ 1993	31	教 員	栃木県	本人、妻 子2 計 4人	安心院町	ぶどう 複 合	
⑰ 1993	28	会社員	埼玉県	本人、妻 子2 計 2人	武藏町	小ねぎ	農地リース
⑱ 1993	35	会社員	大阪府	本人、妻 子1 計 3人	三重町	小ねぎ	農地リース

資料：表3に同じ。

なっている。白ねぎでは、夫婦2人の労働力で1～1.5haが限度であるとされるが、近年、干拓地の農家でもあとづきのいない農家が生じ、その高齢化ともあいまって、農地は余り気味になっている（農地移動も増加、新干拓地では売買、旧干拓地では貸借中心）。豊後高田市の新規就農者は、こうした干拓地の土地余り傾向の中で手放される農地に就農している。

最初の年の1990年度は、市としてはとくに取り組む予定ではなかった（新規就農促進対策事業が発足したとき、県から受け入れ候補地がないか問い合わせがきたが、そのときは、2次構でやった養蚕関係の土地40haを候補地にあげたが現地調査で不適格になった）。しかし、新規就農希望者の方から自分で土地を探し、この事業にのせてほしいと申し込んできたので、それを受け入れた形である。次からは市の方からあげていった。

新規就農促進対策事業協議会で選考、支援活動に取り組んでいるが、新規参入者の受け入れ・支援をめぐる状況、問題点としては、次のようなことがあげられている。

①土地については、農業委員会と一緒に遊休地を探している。1990年度の最初の新規就農者が入ったときの地価の相場は10a当たり100万円位だった。ところが、現在は70～80万円位に下がっている（県公社としては取得時点での価格を基礎にして引き渡し時の売り渡し価格を計算する）。この問題をどうするか頭が痛い。

②住宅の確保に関しては多くの問題がある。公営住宅は、新規就農者は制約があって入りにくく、空き家を見つけなくてはならない。空き家は沢山あるが、住人が他出して空き家になっている場合でも盆・正月には帰ってくることが多く、墓や仏壇もおいてあるので、完全な空き家を探すのは容易でない。またそうした空き家に入るには、修繕が必要になる（とくにトイレと台所）。家賃は月1万

円と2.5万円の例がある。4キロ離れたところから通っている人もでている。白ねぎは皮をむいて束ね、箱詰めする作業があるので圃場と住宅が離れていると不便である。さらにその作業のため、圃場の近くに作業小屋が必要となる。これを補助事業でなんとかならないか。新規就農者は、借家だと落ちつかないので早く家を建てたがるが、宅地と住宅資金の確保の問題がある。

③初年度の投資にどうしても最低600～700万円は必要になる。県の指導では、1,000万円必要となっているが、手持ち資金を全然持たずに入ってくる人もいる。借り入れが出来ればよいが、農協からの借り入れには、保証人、担保が必要である（県外者でもよいことになったが）。その辺をあらかじめはっきりさせておかないと、入ってきてもにっちもさっちもいかなくなる。県の新規就農資金を借りるのにも親の保証人が必要である。

④営農指導については、真玉町の2人も含めて普及所が定期的（年に3、4回）に営農研修会を開いている。あとは個別対応で、普及所に月に3、4回尋ねてくる人もいれば、ほとんど来ない人もいる。その他周辺農家から教えてもらうことがあり、現実にはそのウェートが大きい。既にベテラン農家と遜色ない収量をあげている新規就農者もいるが、個人差もある。

⑤新規就農者への支援には難しい面もある。新規就農者支援のみでは一方的でないか、既存農家も困難を抱えている、そこにも支援が欲しいという意見が出されている。

口 安心院町

安心院町には、1993年度までに6人の新規就農者が入っていて、最大の新規就農者受け入れ地域である。安心院町では、1985年頃までは毎年2～3名の後継者が就農し、帰農者もあったが、その後は新規学卒就農者も帰農者もいなくなるとともに、あとづきのいない

高齢農家が増え、土地を手放すのも出てきている。しかし、町内では引き受け手の確保が困難である（そのため 1993 年より町単事業で借り手助成制度を設けた。10 a当たり 1 万円を 3 年間借り手 — ただし 1.5 ha 以上の経営耕地面積に助成 —）。したがって町外からの新規就農者にも期待せざるをえない。

安心院町は、ぶどうの産地で、20 年ほど前に国営開拓パイロット事業で造成したぶどう園があるが、当時の入植者も世代交替の時期にきており、高齢化等で荒廃園も出てきている。新規就農者が入る土地は、こうしたぶどう園等の畠地が主体で、荒れた土地の場合造成が必要だが造成で表土を動かすと土質が悪くなり、土づくりが重要となる（堆肥、有機質の投入等）。

当初、ぶどう主体の新規就農を考えていたが、ぶどうを主作目にしているのは 93 年度に入った 1 人のみで、他は施設のいちごや花き等である。したがって農地規模も 2 ha では大きすぎる。きちんと作りきれないで、92 年度からは 1 ha に縮小した。施設園芸ならそれでも大きすぎる。50 a 位が限度で、県の方にもその旨要望している。

地域にとけこむためには、（公営住宅ではなく）集落の住宅に住むことが望ましい。そのためには空き家を借りて住まざるをえないが、空き家はあっても仮壇や家具をおいてあるのが多く、100 % の空き家というのは少ない。また完全な空き家は古く、新規就農者が住むには、トイレ、台所、風呂等の改修が必要なことが多い。その改修の費用は、家主は負担せず、資金に乏しい新規就農者にとっては大きな負担となる。この点への何らかの対策が必要である。93 年度の場合新規就農者の 1 人に頼まれて町で改修した。これを何らかの制度にのせる手立てがないか、という要望が出されている。

安心院町では、後述する県の新規就農者支援事業の発足に対応して、いち早く 1993 年

6 月に「安心院町新規就農者実習教育資金貸与条例」を制定し、新規就農希望者の研修実施への体制を整えている。

さらに、野菜や花きの施設関係の整備については、前述のように県単での補助事業が設けられているが（県 2 分の 1、市町村 6 分の 1 の補助）、安心院町では、花きについては市町村の補助を、独自に 6 分の 1 上乗せして 6 分の 2 を補助することとし、補助率が 6 分の 5 となっている。これは（花きに取り組んでいる）新規就農者にとっても少なからぬメリットになっている。

技術・経営の指導は、先輩農家や普及所等の担当者が当たっているが、同じ新規就農者でも個人差が大きい。「同じように対応しても神経質すぎる人、大雑把な人、失敗を苦にする人、勉強になったという人、考えが先に一人歩きする人等まさに 6 人 6 色である」（宇佐農業改良普及所資料）とされるが、経験の積み重ねとともに成長しており、初年度の就農者は、既に町内でもトップクラスのいちご生産者といえるくらいに成長していると評価されている。

地域とのつきあいは、新規就農者も非常に注意を払っている点で、地域の行事や活動等に積極的に参加するよう心掛けている。安心院町では、6 人の新規就農者のうち 2 人が同じ集落にいる他はそれぞれ別の集落に入っている。「地域の人と仲良くすることが必要で、新規就農者だけでとくにグループを作るようなことはしたくない」という（初年度新規就農者の T 氏）。

こうした新規就農者の存在、地域の行事、活動への参加等が、色々な面で地域への刺激となり、活性化への一つの契機となることが期待されている。

4) 小括

この事業は、前掲表 4 に示されている問い合わせ件数や申込者数の多さにも端的に現れ

ているように、内外から大きな反響を呼んだ。そして、そうした農外の人たちの就農の希望に応えるものとして、農業経営の新たな創設がこの事業を通じて進められた。とくに一定面積の農地を取得しての新たな農業経営の創設は、大きな困難をともなう取り組みであるが、それに対して、一つの制度的枠組みを用意する事業として、この事業は大きな意味を持つ。さらに、この事業が、受け入れ先の地域や関係機関等に少なからぬインパクトを与える、そこでの新規参入対策への積極的な取り組みを生み出す契機となった点でも、この事業は高く評価されて良いであろう。その点を確認した上で、いくつかの問題を指摘しておくことにしたい。

①この事業では、県農地開発公社が事業主体となり、農地保有合理化促進事業（93年度までは担い手確保農地保有合理化促進特別事業）を活用することで、新規参入に当たって最も問題となる農地確保の問題をクリアすることが出来た。また、農地の基盤整備の費用（の4分の3）を県が負担することで、公社が取得した農地の基盤整備を行って、新規就農者の貸し付けることが容易となった。かくして、土地と人（新規就農者）とが再結合されることにより、そのまま放置されれば耕作放棄、荒廃化しかねない農地の有効利用を図ることが可能となった。この事業は、そうした農地管理の面からも積極的な意味を持っているといえる。

ただ、この事業では、自作地売買、所有権移転が前提とされている。地価が低く自作地売買が支配的なところでは、そうした形でも受け入れ候補地の確保は比較的容易であろうが、そうではないところでは、賃貸借の形態もとりうる（併用も含め）形にした方が、受け入れ候補地の確保をより容易にする上でも、さらに新規就農者の経済的負担を軽減する上でも必要なことと思われる。

②新規就農者の就農後の経営が順調に進む

かどうかは“人の問題”が大きいとされる。それだけに多数の希望者の中から厳選して決定されている新規就農者の技術、経営のノウハウの習得は非常に重要な点である。新規就農後には、普及所（センター）や農協の営農指導の担当者が非常に濃密な指導を行っているが、就農前の技術等の習得についてはバラバラである。就農後の指導だけでなく、就農前にも一定水準の技術の習得ができる仕組みをもうけることが是非必要であろう。後述のように、1993年度から大分県で研修制度が設けられたが、それをこの事業と効果的に結び付けていくことが重要であろう。

③住宅の確保も大きな問題であるが、これについては、この事業では全くカバーしておらず、専ら市町村での取り組み、対応に委ねられている。空き家を借りるというのが多いが、その確保の問題や入居時の改修の費用の負担の問題がある。これらに対して、市町村の取り組みに委ねるだけでなく、制度的手段での用意をどうしていくかが今後の課題である（この他作業舎の問題もあげられている）。

④この事業では、県が一応の枠組みを用意し、農地の取得も県公社が行う形になっているが、受け入れ候補地の選定や、住宅問題その他の受け入れ体制や、支援体制の整備の如何は、現実には受け入れ先の市町村等の取り組み如何によるところが大きく、この事業がどう進み、活用されるかは、市町村等の関係機関の取り組み如何が重要なポイントとなる。そのことともかかわるが、この事業での新規就農者の分布状況をみてみると、新規就農者がいくつかの市町村に集中する傾向がみられ、新規就農者が多く入っているところは、そうした市町村等での積極的な取り組みによる受け入れ体制、支援体制整備も含めて比較的条件の良い地域で土地も比較的まとまって確保できるところ、ということが言えそうである。入ってくる新規就農者の立場から考えれば、就農してきちんと経営を確立していく

ためには、ある程度条件の良いところでないと難しいという面がある。これに対し、そうでないところは、新規就農者に入ってきてほしいとしても（それが町村の積極的な新規参入対策につながるかどうかは別だが）、入っててくれるほど条件が整っていないということがあるのかもしれない。新規参入希望者側と受け入れ側とのそうした意味でのミスマッチを、この事業もある程度は抱え込まざるをえないということであろうか。

⑤なおこの事業は、かなり長期間にわたる事業であり（例えば、農地の貸付から譲渡まで5年間），その間に様々なアクシデントや、当初予定していなかった事態が生ずる可能性がないわけではない。こうした事態によって生ずるリスクは、直接的には新規就農者が負担するわけであろうが、その負担の限界をこえれば、当然事業主体にも及んでくることになる。こうしたリスクの負担の問題をどのように考えるかという問題も指摘される。

(2) 新規就農者支援事業

大分県では、「新規就農希望者が円滑に農業経営者として独立できるよう『実習教育システム』を確立し、農外からの新規参入者及びUターン等の就農の促進を図る」ことを狙いとして、1993年度より「新規就農者支援事業」が発足した（～95年度）。さきに、新規就農者の就農前の研修の必要性について指摘したが、新規就農促進対策事業の実施過程でも、市町村や新規就農者から研修制度の要望が多数出されていたことに応える形でそれが事業化されたものである。

この事業は、先進農家または農協等において、長期に研修を受けようとする者に対して支援しようとするもので、市町村が事業主体となり、市町村が研修生に対し、研修費として月額10万円以上を貸し付ける場合、県がその2分の1を補助することになっている。研修終了後5年以上県内で就農した者には返

還免除となる。研修期間は先進農家の場合には最長1年間、農協等の場合には2年である。

研修資金は、研修の受け入れ農家に対して助成される形もあるが、大分県の場合には、研修生に対して貸し付けられる形になっている。受け入れ農家は、県の指導農業士（現在62名登録）を中心にして市町村が斡旋する形になる。研修先を変更することも出来、市町村の裁量で市町村を超えることも出来る。

枠は年間10人であるが、研修生は1993年度も94年度も枠一杯の10人となっている。研修生の構成は、両年度ともUターンが5人で新規参入希望者が5人になっている。93年度の場合には全員が施設園芸農家で研修を受けている。Uターンの場合には、実家は米麦を作るⅡ兼農家であるが施設園芸を希望していることである。

事業主体となる市町村は、事業主体となって研修生を受け入れるときには、条例化が必要であるが、条例化を行った市町村は、1993年で前述の安心院町をはじめとする7市町村、1994年3月で8市町村となる。

こうした先進農家等での研修の過程を通じて、研修生がその地域に受け入れられ、就農先を確保するようになってくれること、こうした形で、この新規就農者支援事業とさきの新規就農促進対策事業とが結合されることが期待される。

(3) 未来を担う新規就農者拠点づくり事業

（ニューファーマーズポリス建設事業）

前述のように、新規就農促進対策事業は1994年度で終了することになっている。そこで、県ではこの事業をさらに拡充するとともに、より効率的に新規就農者を確保する目的で、「未来を担う新規就農者拠点づくり事業（ニューファーマーズポリス建設事業）」を新たに実施することにした（1994～2000年度）。

この事業がさきの新規就農促進対策事業と比較して大きく変化した点の一つは、事業主体を県農地開発公社から市町村に変更し、新規就農者拠点づくりのための市町村自らの積極的な取り組みに対して、県が支援するという形にしたことである。

そこで、この事業を実施しようとする市町村は、まずニューファーマーズボリス建設実施計画を策定することから始めることになり、事前の計画づくりが重視されている（そのため初年度は、この計画づくりにあてられている）。

実施計画では、新規就農者に対する技術指導や販売対応の効率化、相互の切磋琢磨を図るために、新規就農者の生産拠点の団地化を図ることがめざされ、1市町村当たり1～3団地、8人程度の新規就農者を見込み、全体では概ね100人の新規就農者の確保と約50haの団地造成が考えられている。

さらに、この事業では、新規就農者が地域に及ぼす積極的なインパクト、農村づくりへの効果の側面を重視しており、ふるさと祭り、朝市等の実施により、新規就農者と地域住民との交流促進を図る等の地域融和促進活動の実施も計画されている。

この他、先の新規就農促進対策事業でも行われていた、新規就農者のための農地の優遇措置や農地整備、新規就農事業資金の貸付も引き続き実施される計画になっているが、その場合、さきの新規就農促進対策事業での経験もふまえて、一定の修正も加えられている。次のような点である。①農地に関しては、購入（売買）型だけでなくリース（賃貸借）型も取り入れる（農地購入の際の利子補給と農地の小作料助成の2本建て）。②新規就農者の場合、保証人、担保力等の面から資金の借り入れに制約があったが、それをカバーするため、県農業信用基金協会に対し信用補完のための出資を行う新規就農者資金借り入れ円滑化のための支援事業の実施、等である。

4. 島根県における新規就農促進対策

(1) 若い農業者就農促進対策事業の概要

島根県の近年の新規就農の動向は、表7の通りで、県全体でみても、この5年間で年平均18人に過ぎない。新規学卒就農者だけをとると、1975年頃には40人強いたのが、1989～92年には年3名に、93年には2名にまで減少している。市町村レベルでみると、県下59市町村のうち平均約70%の市町村には新規就農者がいないことになり、とくに新規学卒就農者の場合には極めて稀な存在となっている。当然のことながら、農業従事者の高齢化は著しく、1990年の農業従事者及び基幹的農業従事者の中での60歳以上の割合は、39%，65%にも達している一方、16～29歳の割合は、7%，0.6%と著しく小さい。とくに、若い基幹的農業従事者が極端に少なく、農家1,000戸当たりの男子基幹的農業従事者でみると、16～29歳で2.5人、16～39歳でも僅か13.5人に過ぎず、さきにみた大分県と比較しても担い手の高齢化、弱体化、若手農業者の希少化が一段と進んでいることが分かる。

こうした状況に対して島根県では、意欲のある若者が、農産物の需要サイドの視点から農業を見つめなおすして、農業の戦略を考え「もうける農業」の実践に必要な企画力、実践力を身につけた人材を育成することを狙いとした「実践！もうける農業」探求事業（市場、量販店や外食産業等での需要調査、情報収集、人脈獲得や「もうける農業」の調査研究のための研修費（100万円以内）の貸付）や、島根県農業後継者育成基金による新規就農青年研究活動支援事業、先進地留学研修事業、海外視察研修事業、青年グループ研究活動事業等の青年農業者の確保・育成のためのいくつかの事業を実施しているが、その中でとくに若い農業者の育成・確保にとって重要

表7 島根県における新規就農者の推移

(単位:人)

	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年
新規学卒就農者	3	3	3	3	2
Uターン就農者	5	9	15	6	12
新規参入者	11	4	2	3	3
計	19	16	20	12	17

資料:島根県企画推進課資料。

な位置を占めているのが、1990年度から県単事業として実施している「若い農業者就農促進対策事業」である。

この事業は、①若い就農希望者に対して、技術・経営の研修を受けるための資金を貸し付ける研修事業と、②営農に必要な施設・機械を整備し(補助)，それを研修を修了した就農希望者にリースする施設機械整備事業、の二つからなる。つまり若い就農希望者に対して、営農に必要な技術の習得に対する助成と、施設・機械の装備に対する助成とをセットで行うところに特徴があるといえよう。

事業対象者の要件は、40歳以下の者、農業専業経営をめざす意欲と能力を有している者、農業生産基盤が不十分な者となっている。事業の実施主体は農協等とされ、市町村の農業公社も含められている。

①の研修事業の研修期間は、2年以内(特認3年)で、貸し付けられる研修費は、月額1人10万円(県と市町村がその費用の2分の1づつを負担)，5年間県内で就農すれば償還免除となっている。研修の場所は、農業大学校、卸売市場及び量販店、先進農家、試験場、農協等(県の内外は不問)で、これらを適宜組み合わせることも出来る。研修の助成対象は、大分県と同様研修生本人になっている。

②の施設機械整備事業では、営農に必要な施設機械を事業の実施主体が整備し、それを①の研修修了者に貸与するものである(整備

に必要な費用の3分の1を県が、6分の1を市町村が助成し、残りを事業主体が負担し、それを貸与料によって回収する)。貸与期間は、12年間以内(うち3年間は貸与料の支払猶予)で、貸与料は、事業主体の負担額を基礎に年利3%を上限として決定され、貸与期間終了後は、事業対象者に譲渡される。事業の1件当たりの限度額は、個人5千万円、団体は5千万円×構成員数となっている。

このように、この事業はUターン、農外新規参入者を含む若い新規就農希望者を対象として①の研修事業と②の施設機械整備事業をセットにして、就農上の困難を軽減することでその促進を図ろうとするところに大きな特徴がある。ただ農外参入者だけを対象としているわけではないこともあって、大分県の新規就農促進対策事業の場合とは異なって、農地の確保や新規就農資金の問題への対策は取り上げられていない。それらは別途の対策、取り組みに委ねざるをえないところが、新規参入対策としては不十分な点といえよう。

(2) 事業の実施状況、実績

この事業の対象者の認定の状況は表8の通りで、1990年5人、91年6人、92年7人、93年9人、94年7人(94年11月に3人が追加認定、花きが2人—松江市、八雲町、畜産1人)と年々増加する傾向にあり(といっても、まだ10人の年間枠に達していないが)、これまでの累計は34人に達している。

前掲、表7でのこの5年間の年平均の新規就農者数は、18.2人であったが、この事業での5年間の年平均認定者数6.8人の前者に対する割合は、37%に上っており、新規就農者の中でのこの事業の認定者のウェートが、非常に大きなものとなりつつあることが分かる。

研修場所は、表8には示していないが、指導農業士等の先進農家や園芸経営、農協、県の農業試験場、県立農業者大学校等多様であり、県内だけでなく、県外農業園芸経営等での研修もみられる。研修内容についても、栽培・飼養技術や経営技術の習得だけでなく、市場関係の調査・研修、さらには有機農業の基本技術の習得、といった内容のものも含まれている。研修期間も、数ヶ月程度のものから2カ年にわたるものまで様々である。

認定者が取り組んでいる部門は、前掲表8のようにかなり多様であるが、施設花きを主体とした施設型農業が中心をなしている(約3分の2)。土地問題を回避し易く、総じて高収益部門である反面、一定の施設投資が必要となるが、それには前述の②の施設機械整備事業を活用して、施設の貸与を受けることが出来ることもこれを促進する一因となっている。それはまた、多くの場合親がこれまで営んできた部門とは異なる新しい部門へのチャレンジという性格をもっている。こうした施設型農業への意向が強い中にあって、大型稻作が2人もいるのが注目される。

施設機械整備の関連での事業費の額も、こうした認定者たちが取り組もうとしている部門の如何によっても異なってくるが、施設型でも4、5百万円から1千万円前後のものがある一方で、3~5千万円の多額のものもある。概して云えば肉牛関係や施設の菌床椎茸、花きには事業費の多額のものが多くなっている。

新規学卒就農者か、Uターンか、農外参入者かというその出自の点においても認定者達は多様である。最も多いのは、Uターンで16

人、新規学卒就農者は7人で農外参入者も8人に上っている。

これらの認定者達の市町村別の分布状況をみると、分布している市町村は、全部で16市町村で県下全域に散らばっている。その中で多いのは出雲市5人、仁多町4人、横田町4人、松江市3人、太田市3人で概して出雲地方に多く、この他石見地方の石見町、旭町、六日町各2人となっている。こうした分布状況をみて気付くのは、認定者が多い市町村は、新規就農希望者をひきつけるような市町村での特徴的な取り組み、作目が存在しているところだということである。

例えば、出雲平野に位置して島根県でも最も恵まれた条件の出雲市は別として、仁多町は町や森林組合が中心になって米と肉牛に次ぐ第3の作目としてハウスによる菌床椎茸栽培を確立し、町外からの参入者も呼び入れてその生産額を大幅に拡大してきた町村である。また横田町は、町農業の振興や活性化のために農業公社を設立し、そこが中心になって農、林、畜の多方面にわたる生産・加工部門の創設や農地管理、生産支援の活動に取り組み、そしてそこに多数のUターンや農外参入者を呼び入れて、青年の就業の場の形成、担い手育成を図る等の取り組みを行ってきている町村である。さらに岩見町の場合には、「有機農業の里」の確立に向けた全町あげての取り組みがある。前述のこれらの町村での認定者も、こうした取り組みの中から生まれてきているのである⁽¹⁾。

この事業では、新規就農者が一括してその対象になっていることは前述した通りである。しかし、同じ新規就農者でも新規学卒就農者、Uターン者と農外参入者とでは新規就農での体制、基盤を整える上での問題は同一ではない。とくに農外参入者の場合には、農地の確保や住宅の確保の問題等で、少なからぬハンディを負っていることは否めない。そして、こうした点の手当ては、別途市町村等

表8 若い農業者就農促進対策事業（技術経営研修事業・施設機械整備事業）の認定状況

No	年齢	住所	認定年	区分	作目	研修期間	整備年度	事業費 千円	整備内容() 内は他事業
01	40	出雲市	2	Uターン	施設花卉	2.09~3.12	3	4,647	暗きょ施設、加湿機、親苗
02	35	仁多町	2	Uターン	菌床椎茸	2.09~3.08	3	14,084	栽培ハウス、包装機、冷蔵
03	25	浜田市	2	新規学卒	果樹 柿	2.08~3.03	3	4,100	灌水施設、運搬機等
04	45	六日市町	2	Uターン	施設花卉	2.10~5.03	5	23,834	鉄骨ハウス、水耕プラント等
05	28	松江市	2	農外参入	施設花卉	3.02~4.11	4	31,999	ガラス温室一式
06	40	六日市町	3	Uターン	酪農 鶏	3.04~5.03	5	25,263	鶏舎一式
07	39	石見町	3	農外参入	施設野菜	3.06~4.03	3	10,426	堆肥舎、作業舎、耕うん機、運搬機
08	32	仁多町	3	Uターン	菌床椎茸	3.08~4.07	3,4	26,372	栽培ハウス、包装機、冷蔵
09	30	仁多町	3	Uターン	菌床椎茸	3.08~4.07	4	29,787	栽培ハウス、包装機、冷蔵
10	23	大田市	3	農外参入	畜産肉牛	3.12~6.11	6	5,700	素牛等
11	31	石見町	3	Uターン	施設野菜	3.12~4.11	4	3,670	加温機、選果機、運搬車、動噴等
12	37	大社町	4	Uターン	果樹葡萄	4.04~5.03	-		(排水施設、プレハブ、加温機外)
13	19	津和野町	4	新規学卒	施設花卉	4.04~7.03	6	9,047	ハウス一式、ベンチ、暖房施設他
14	28	出雲市	4	Uターン	苗生産花	4.07~6.03	5	9,610	水道・電気工事、加温機、運搬車外
15	20	出雲市	4	新規学卒	大型稻作	4.07~6.03	5	7,242	コンバイン外(ハウス)
16	36	横田町	4	Uターン	施設花卉	4.07~5.03	-		(ハウス)
17	24	出雲市	4	新規学卒	畜産肉牛	4.11~6.10	6	46,600	牛舎、繁殖素牛、フロントローダー外
18	42	旭町	4	農外参入	施設花卉	4.10~6.09	6	20,300	鉄骨ハウス外(ハウス)
19	18	仁多町	5	Uターン	大型稻作	5.04~7.03	6,7	22,300	6育苗ハウス、田植機外7作業舎他
20	21	大田市	5	新規学卒	施設花卉	5.11~7.03	6,7	34,008	栽培ハウス一式
21	22	大田市	5	Uターン	菌床椎茸	5.04~6.06	5,6	50,000	5培養ハウス一式6栽培ハウス一式
22	21	温泉津町	5	新規学卒	施設野菜	5.04~6.09	6	24,111	ハウス、作業舎、暖房機他
23	37	出雲市	5	Uターン	果樹葡萄	5.08~7.03	6	5,000	パイプハウス、加温機、運搬車
24	40	瑞穂町	5	農外参入	施設花卉	5.08~6.07	6	11,011	ハウス、自動防除機外
25	34	旭町	5	農外参入	施設花卉	5.08~7.07	7	18,500	(ハウス)暖房施設外
26	31	益田市	5	Uターン	施設野菜	5.08~6.07	-		(作業舎、ハウス)
27	28	匹見町	5	Uターン	畜産肉牛	5.11~6.10	6	46,060	肥育素牛、牛舎、堆肥舎、農機具庫
28	31	横田町	6	Uターン	野 菜	6.04~8.03	7	8,000	トラクター、移植機、格納庫
29	24	八雲村	6	新規学卒	施設花卉	6.08~8.07	7	18,987	パイプハウス、加温機
30	30	松江市	6	農外参入	施設花卉	6.08~8.07	7	21,511	パイプハウス、暖房機他
31	29	横田町	6	農外参入	野 菜	6.08~8.07	7	8,000	トラクター、ライムソワー、他

資料：島根県企画推進課資料。

が行わなければならぬ状況にあるのである。例えば、横田町の場合には、この事業の事業主体となっている農業公社が負担して、研修生の研修費を1人月5万円上積みするとか、農外参入者の就農農地の確保を、農業公社が行う等の町村独自の取り組みによってこの事業を補完している。

この事業の展開においては、前述した新規就農希望者を引きつけるような市町村の取り組みや、農外参入者等にかかるこの事業を補完する市町村独自の取り組みの存在に依存している面があるとともに、逆にまた、そうした市町村の取り組みの中で、この事業が積極的に活用されているといえよう⁽⁵⁾。

5. おわりに

既に新聞等でも伝えられているように、農水省は、1995年度予算でUR農業合意関連対策の一つとして、農業内外からの新規就農の促進を図るために、就農促進に必要な無利子資金として「就農支援資金」を創設することを決めた。これは、「都道府県知事により認定を受けた新規就農者に対し、実践的な研修による技術の習得その他の就農準備に必要な資金を貸し付ける」というもので、農業大学校、民間研修教育施設、先進農家等において技術・経営方法を習得するための実践的な研修教育を受けるのに必要な資金を貸し付ける就農研修資金（先進農家等：月額15万円以内）、新規参入者等が就農先の調査、住居の移転等就農に当たっての準備を行うために必要な資金を貸し付ける就農準備資金（150万円以内）の2種類からなっている（条件不利地域に就農した場合には、償還期間等に優遇措置あり）。

このうち就農研修資金については、本稿でみたように、いくつかの県や市町村が単独で既に実施してきたものを、国のレベルで実施しようというものであり（額については概ね

引き上げ）、また、就農準備資金については、新たな貸し付け制度である。これらは既に、同種の制度を設けてきた道府県や市町村にとっても、また、今後取り組もうという府県、市町村にとっても、新規就農促進の取り組みを奨励し、新規就農者の増大を図る呼び水になり、大きな効果をあげることが期待されている。

と同時に、既に大分県や島根県のところで指摘したような問題点も含んでおり、就農支援資金とあわせたより総合的な対策——とくに新規参入対策としては——が必要となっていくと思われる。

〔付 記〕

本稿は、大分県及び島根県での新規就農対策に関する取り組み状況についての、聞き取り調査の結果を取りまとめたものである。大分県での調査（1994年3月、全国農地保有合理化協会加藤弘実調査役も同行）においては、大分県農政部営農指導課、大分県農地開発公社、豊後高田市農林水産課、安心院町農政課の担当者の方々、とくに大分県農地開発公社戸上桂子総務課長には大変お世話になった。さらに、島根県での調査（1994年12月、橋詰登研究員も同行）においては、島根県農林水産部企画振興課、仁多農業改良普及センター、横田町産業課、横田町農業振興公社、雲南農協横田支所、仁多町産業課、同定住推進室の担当者の方々、とくに島根県企画振興課長尾宏一氏には大変お世話になった。記してあらためて深く感謝する次第である。

- 注(1) このアンケート調査結果の概要については、田畠保・松久勉・村松功巳・香月敏孝・両角和夫「市町村の扱い手育成・確保対策——扱い手の育成・確保に関する市町村アンケート調査結果の分析——」（『農総研季報』第24号、1994年12月）参照。
- (2) 北海道における新規参入対策の取り組みについては田畠保「新規参入の動向と新規参入対策——北海道浜中町の事例を中心に——」（『農総研季報』第21号、1994年3月）参照。
- (3) 大分県の新規参入対策と新規参入者の状況

については、岸康彦「大分・熊本両県における新規参入者の実情」(『新規就農者等の確保と農村定住条件の改善の方策に関する調査研究調査委員会資料集(現地調査報告)』農村開発企画委員会、1994年3月)，及び田代洋一「大分県農地開発公社・久住町農業委員会での現地調査報告」(『農地の多面的利用の手法開発に関する調査報告書』全国農地保有合理化協会、1993年3月)も参照。

- (4) 仁多町における菌床椎茸栽培確立等の取り組みに関しては、小林貞夫「森林資源の多様な活用によるまちおこし — 島根県仁多町の取り組み —」(『公庫月報』1992年1月号)，農業振興公社を中心とする横田町の取り組みに関しては、小田切徳美「日本農業の中山間地帯問題」(農林統計協会、1994年)及び同「中山間地帯における『地域農業の法人化・公社化』 — 島根県横田町農業公社構想の到達点と課題 —」(農政調査委員会「中山間地域における農業・地域振興の課題」1990年)，石見町における有機農業確立の取り組みに関しては野田公夫「山陰(島根県)における『有機農業』の展開 — 島根県邑智郡石見町 —」(永田恵十郎編著『水田農業の総合的再編 — 新しい地域農業像の構築に向けて —』農林統計協会、1994年)等参照。
- (5) この事業の受け入れ市町村における状況や問題点等に関しては、橋詰登「山間農業地域における地域活性化戦略と担い手対策」(『農研季報』第25号、1995年3月)参照。